河川法（昭和３９年法律第１６７号）＜抜粋＞

（目的）

第１条　この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

（河川管理の原則等）

第２条　河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。

２　河川の流水は、私権の目的となることができない。

京都府鴨川条例（平成１９年京都府条例第４０号）＜抜粋＞

鴨川は、平安京の造営以来、京都の歩みとともに絶え間なく流れ、その歴史の中で人々の集いや遊興の場、芸能発祥の舞台となり、また、その清流は、様々な伝統的な水文化をはぐくんできた。その一方で、鴨川は、時にはん濫して人々に多大な被害をもたらすこともあった。

京都に暮らす人々は、鴨川の猛威を防ぐ工夫を重ねながら、適切にその管理を続けるとともに、水源をかん養する森林の保全に力を注いできた。こうした努力により、鴨川の清流や鴨川と周囲の山々とが織り成す四季の美しい景観が守られ、今に伝えられている。

しかしながら、近年、全国的な集中豪雨による洪水の危険性の増大、社会経済状況の進展に伴う景観の変ぼうや自然環境への負荷要因の増加、更には、人々の意識の変化による河川敷での利用上の問題など、鴨川とこれに合流する高野川には、様々な課題が生じている。

私たちは、脈々と受け継がれてきた鴨川等の良好な河川環境がもたらす恵みを、現在の京都に生きる私たちばかりでなく、将来の世代や京都を訪れる人々、更には下流の淀川水系にかかわる人々が享受できるよう、これらの課題を克服していかなければならない。

このような認識に基づき、流域における土地利用、景観、環境等の分野を所管する京都市と協調し、かつ、府民、事業者等と協働しつつ、鴨川等の安心・安全で良好かつ快適な河川環境を実現するための施策を推進し、もって府民の誇りである鴨川等を後世に引き継ぐため、この条例を制定する。

（定義）
第１条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）鴨川　河川法（昭和３９年法律第１６７号）第４条第１項の規定により一級河川淀川水系鴨川に指定された河川をいう。
（２）高野川　河川法第４条第１項の規定により一級河川淀川水系高野川に指定された河川をいう。

（基本理念）
第２条　鴨川及び高野川（以下「鴨川等」という。）の安心・安全で良好かつ快適な河川環境の整備及び保全は、鴨川等の歴史と文化的価値に対する理解の下で、その継承、鴨川等及びその周辺の自然的及び社会的な環境との調和、適正な利用調整並びに府民協働の推進を図ることを旨として、行われなければならない。

（府の責務）
第３条　府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、鴨川等について、災害の発生の防止等、清流の保持をはじめとする良好な河川環境の保全及び快適な利用の確保を図るため、必要な措置を講じるものとする。
２　府は、前項の措置を講じるに当たっては、京都市と協調するとともに、府民、事業者等と協働するものとする。

（府民及び事業者の責務）
第４条　府民及び事業者は、基本理念にのっとり、景観への配慮をはじめとする鴨川等の良好な河川環境の保全に自ら取り組むとともに、府が実施する施策に協力するものとする。
２　府民及び事業者は、災害による被害を軽減するために災害に対する知識及び備えが重要であることを踏まえ、自ら鴨川等に係る防災意識の向上に努めなければならない。

（鴨川等の利用者の責務）
第５条　鴨川等の利用者は、基本理念にのっとり、鴨川等を美しく保ち、他の利用者の快適な利用及び近隣の住民の平穏な生活を阻害することがないよう努めるとともに、府が実施する施策に協力するものとする。
２　鴨川等の利用者は、鴨川等の河川としての危険性を踏まえ、自ら安全に配慮して鴨川等を利用しなければならない。

（工作物の設置）
第１３条　府は、鴨川等の区域において工作物を設置しようとするときは、鴨川等の良好な景観の形成に配慮するものとする。
２　鴨川等の区域において工作物を設置しようとする者は、鴨川等の良好な景観の

形成に配慮するよう努めなければならない。

（鴨川納涼床に係る審査基準）

第１４条　知事は、鴨川納涼床（鴨川の右岸の二条大橋から五条大橋までの区間において、飲食を提供するために設置される高床形式の仮設の工作物をいう。）に係る河川法に基づく許可の審査基準を、鴨川の良好な景観の形成に配慮して定めるものとする。

（自動車等の乗り入れの禁止）

第１６条　何人も、鴨川等の区域のうち知事が別に定める区域に、自動車（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１項第９号に規定する自動車をいう。）又は原動機付自転車（同項第１０号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）を乗り入れてはならない。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

（自転車等の放置の禁止）

第１７条　何人も、鴨川等の区域のうち知事が別に定める区域において、その利用する自転車（道路交通法第２条第１項第１１号の２に規定する自転車をいう。）又は原動機付自転車（以下「自転車等」という。）から離れることにより、当該自転車等を直ちに移動させることができない状態にしてはならない。

２　知事は、前項の知事が別に定める区域を明示するために、当該区域の見やすい場所に、規則で定める標識を設置するものとする。

（打ち上げ花火等の使用の禁止）

第１９条　何人も、鴨川等の区域のうち知事が別に定める区域において、打ち上げ花火等（規則で定める煙火をいう。）を使用してはならない。

（落書きの禁止）

第２０条　何人も、鴨川等の区域において、河川管理施設、橋りょうその他の他人の工作物に、みだりに、ペイント、墨、油性フェルトペン等により、文字、図形、模様その他の図画を書いてはならない。

（バーベキュー等の禁止）

第２１条　何人も、鴨川等の区域のうち知事が別に定める区域において、火気を用いて食品を焼いてはならない。ただし、河川法に基づく占用の許可を受けた場合において、当該占用の目的の範囲内でこれを行うときは、この限りでない。

（鴨川府民会議）

第２４条　知事は、鴨川等の河川環境の整備及び保全に関する事項について、府、府民、事業者及び京都市が意見を交換するため、鴨川府民会議を開催するものと

する。
２　鴨川府民会議の参加者は、鴨川府民会議における議題を提案することができる。
３　府は、鴨川府民会議における意見交換の内容を参考として、鴨川等の河川環境の整備及び保全に関する施策を実施するものとする。

（鴨川四季の日）
第２５条　府、府民、事業者、京都市その他鴨川等とかかわる者が連携して行う、鴨川等の歴史と文化に関する理解を深める取組、河川愛護意識を醸成する取組及び鴨川等の四季の魅力を全国に発信する取組が促進される契機とするため、鴨川四季の日を設ける。
２　鴨川四季の日は、毎年、四季ごとに、知事が別に定める日とする。

（府民等の活動の促進）
第２６条　府は、府民及び事業者が行う鴨川等の良好な河川環境の保全に関する自主的かつ自立的な活動を促進するため、必要な支援措置を講じるものとする。